

時評

駅 遍 情 報

第50号

千島の駅通の現状を探る（二）
—意外に数が多い千島の駅通—

解説

拓殖行政の進展により、駅通所本來の使命が薄れてきたので、今後は、新設を中止し、現在の駅通所についても昭和十七年廃止する方針である。しかし、千島各島所在のものは、交通機關としての重要性があるので、從来どおりの方針で臨むとの通達が、管内支庁長に発しられた。

その通達に基づき、駅通所の新設は昭和十八年十月二十九日の「アママ（色丹港所在）」を最後に、以後皆無となり、また、既存の駅通所で廃止されたものは、十九年度末までの三か年については、各年度十六か所ずつ、二十年度は十七か所、二十一年度には十二か所にのぼり、漸次統合に近づいて行き、この五か年間に新設一か所、廃止七十八か所に至った。

右のとおり、五か年間の準備期間において、おおむね初期の方針どおりの成果を得て制度廃止の昭和二十二年三月を迎えた。

しかし、若干のそこは免がれず、完了予定の二十二年三月末において、本務処理の理由によつて、本島内では八か所の告示本發出が生じ、年度内に完全廃止できずに終つた。この八か所は手續きが遅れたものとして、翌四月、過年度廃止の措置をしたのである。

この本土内八か所については、「上川支厅管内四か所、根室支厅管内四か所」であった。このほか、根室支厅管内については、千島列島部に四十二か所が残つていたが、これは終戦

により残置として措置された。
なお、廃止に至る経緯の詳細については、前出の「北海道南駅（駅通）制の研究・完結編」によられた。

なお、千島所在の四十二か所の駅通所については、昭和二十二年三月の制度廃止を待たずに、同二十年八月のソ連との戦争終結を迎えた。従つて、千島各島所在の四十二か所に限つては、制度廃止の告示が適用されず、今日を迎えてしまつたのである。

右の次第で、前出の「駅通制の研究・完結編」の「年代別駅通所及び駅通取扱人一覧表」の廃止年月欄には「終戦により廃置」として摘要したのであつた。

さて、この千島所在四十二か所の駅通所については、終戦時現在の現状を調べて確認し、その状況を将来に残しておく必要があると認められるので、その概況を次に記しておく。

駅通所の任務は、個々に若干の違いはあるが、開拓使以降の駅通制度については、基幹業務として、人馬の輸送と旅客の荷物の荷泊がある。しかし、この業務は、すべての駅通所が行う必須の要件ではなく、地域環境、駅通所の置かれた位置等によつては、いずれか一方の業務を営業してよいのである。しかし、本土においては、そのほとんどどの駅通所では双方の業務を営業しているのである。

しかし、北千島各島のよう、小島の多い地方の駅通については貨物の運送等、人馬の輸送業務の利用がなく、宿泊のみの利用が求められる場合がほとんどであり、また、場所によつては、この運の場合がある。

さるに付言すると、千島列島のうちでも北千島の特徴としては、商業が漁業主体であり、また冬期間は、船舶の航行が途絶える漁期終了とともに住民のほとんどは、道南、又は本州方面へ引き揚げるため、北千島の駅通は夏期間のみの営業となるのである。

なお、前出の完結編の一覧表に「終戦により廃置」とした四十二か所、及び終戦以前に既に廃止した六か所、計四十八か所について営業状況をみると、次のとおりである。

駅通所の施設別販賣別状況		人馬の繩立 人馬の繩立 のみ営業	荷物のみ 営業	計	合計を100 とした場合	考
地場駅	国際駅					
新潟駅	一五	一一	二	一	一五	三一
函館駅	二	一	一	一	四六	八九
仙台駅	一	一	二	一	一七	一〇〇
名古屋駅	三五	二	一七	四九	一〇〇	

〔解説〕

1. 人馬の繩立と荷物の双方を営業しているもの

駅通所として、この二大業務を営業することは、基本的にには当然の任務であり、本土においては一〇〇%に近い営業率である。しかし、千島においては、二大業務の双方を営業しているのは七三%である。特に「北千島・占守郡」においては「八ヶ所中双方を営業しているのは一か所に過ぎない」。南千島の国後、択捉両島については、「島内の面積が広く駅通所の設置箇所も多いことによって、本土と同様ほとんど駅通が二大業務の双方を行つてゐる。

2. 「人馬の繩立」のみ営業している駅通

國後島においては、二か所が能立業務のみ営業している駅通がある。これは、上陸地の關係で貨物の運送のみの利用者が多いためで、これらの駅通所では荷物利用者はほとんどないものであろう。

3. 荷物業務のみ営業している駅通

右表で分るように、國後、択捉以外の、いわゆる小島に属する駅通に多い。特に、占守郡に属する駅通においては、全部の駅通が荷物のみの営業を行つてゐる。付言すると、國島中の村上駅通については、受託者が「日本漁業KK」となつていて、原則的に個人受託の中ににおいてか所のみ法人経営となつてゐる。

また、個人受託であつても、占守郡所在の駅通取扱人のほとんどは輸出のとおり函館、横浜等に居住し、夏期間のみ来住しての営業であり、清明終了とともに引揚げるといった状況にある。

4. 馬匹の飼育について

右表のとおり、「貨物の運送」「人馬の繩立」を営業している向きについては馬匹を必要としているはずであるが、同地方における馬匹の飼育の正確な計数が明らかでなく、計上することができなかつた。

〔結び〕

以上のとおり、千島列島所在の駅通所は本土の駅通所が廃止になる以前に、ソ連に占領されていたため、北海道府の発行した廃止告示の施行が及ばず、法令上は「戦前の状態のまま現在に至つてゐる」。

千島の駅通は、終戦時四十二か所もあつたが、そのうち北方四島に屬する駅通は三十四か所である。これらの駅通所の駅名、付属省、馬匹等は現在どのようになつてゐるのである。(完)

未解明のまま現在に至つた
創業時の郵便運送の実態(三)

前号でも触れたように、創業時ににおける郵便物の運送を目的とする郵便輸送は、全行程、極めて江戸時代から名の知れた難道であつて旅行者から恐れられていたものである。明治に入つて新幹便線路として登場したといつてもまだ明治に入つて十年たらすの時期であり、それまでは人工による手の加えられたとのない道路であつた。以下、當述を進めるにしたい。

駅通情報

(3)

(2) 余市・室小屋経由岩内間の陸送状況

明治五年十月の「函館・札幌・室小屋」間の太平洋回り郵便輸路開設に統一して、一年三ヶ月の準備期間を経て、明治七年一月には、既存の運送便の終点である小樽から、日本海側回りで、北越経由太平洋側に面して、既設の山越内郵便取扱所に接続した。そこで、太平洋回りと船運輸を形成するものであった。

この郵便輸路の沿道は、蝦夷地内でも早くから人が住み付き、比較的人口の多い地方であり、開拓地でも、速やかな郵便の開設を希望していたのであった。

しかし、この地域は山岳が海岸に迫り、特に、岩内・余市間の蝦夷半島は、古来、國境として知られていた。従つて旅人は途は沿岸部、又は海上通行を避け、岩内・余市間の山中十里二十四町を陸續するコースをとる者が多かつた。

郵便施行に当たつて最初の計画の段階では、山中の路線中間地帯の狭小處に郵便取扱所を設けて、これに郵便車替えを行なわぬ施設にしようと考えた。それまで、この地域には通行止め一軒と民家が二軒よりなく、郵便運送はともかく、郵便取扱所としての機能が果せないと判断したとみて、その後計画から消えてしまつた。

いただ、この地域には、江戸時代から通行屋と称する施設が設けられ、人馬の歴立、旅人の宿泊を業とする者が現われ、これが開拓使時代に入つても継続されていた。

いすれにしても、余市・岩内間山道は、前述のとおり、十二里余の距離があつて、郵便施行に當たつては郵便物の運送手段としての郵筋え（又は交換）施設が必要であつた。そこで、それまで接着していた通行屋をして余市と岩内の両取扱所から連絡する郵便物の交換所としていたものと認められるが、これに関する資料が発見されていない。

(3) 岩内・磯谷間雷電山道の郵便陸送

駅通の、北海道における通信網の整備方針は、可及的速やかに全道一層郵便輸路を構築することにあつた。

その方針の実行過程において、明治六、七年は、既定方針に基づいて明治八年からの奥地への路線延長に備える準備期間であった。それに先立ち、明治七年は、既設の郵便輸路の充実と、道南地方における未設置地域の開拓網の拡充であった。

以後、その方針に基づいて開拓し、道々内地部への拡大を図るという構想であった。その一つが、既設の小樽からさき、余市から山道越えて室内に出て、舟橋、黒松内経由、山越内で太平洋回りに接続し、さらにもうして函において、函館から北上して、函經由室蘭に至る太平洋回りと合流し、ここで開拓網を構築するといった構想であった。その計画の輸路上にあるのが、岩内・島古丹（磯谷郡）間の山道越えであった。

なお、こゝで郵便取扱所名を磯谷としているのは、駅通寮の方針として、「二都一郷便取扱所（明治八年一月から郵便局と改称）」を日指して、局名には、局名を付けるとするものであつたため、島古丹とせず磯谷郵便取扱所としたのである。

また、小樽・函間の郵便運送便の運行回数は、「毎月五ノ日」、すなむち、月三回の差立としたのである。

さて、右、山道の運送実績を記述すると、この区間は、岩内郡御崎内町所在の岩内駅場から磯谷郡島古丹村所在の磯谷駅通までとしたの間、五里二十町とするとしたものであつた。

駅路沿革志（明治二十七年四月刊）によると、島古丹について「東岩内駅ニテ五里三十町内ノウチ四里十九町ハ山道ニシテ崎嶇ナリ」とある。

南北志國郵便路地圖駅ニテ二十九町ニシテ平道ナリ」とあって、この山道は、岩内側についてはそれは正確ではないが、通行困難な山道であるとしている。

さらに同誌は、「島古丹駅ヨリ岩内郡マチ陸路駆駕ナルヲ以テ間々海路ヲルアリ、海上十三里渡守すタ只人民ノ相対ヲ以テス」とある。

この山道は、他地方の山路に比較してそれほど長距離ではないが、全長五里三十町のうち、崎嶇な山路が四里十八町もあつて、旅人を悩ますに至つてゐる。従つて旅人は、海路をとる者もあるが、駅通は渡船を所有しておらず、地元漁民の

小船を相対で運上げざるを得ない状況にある。特に郵便運送は危険を避けて山道を通行するよう断定されている。しかし、この山道を通行することについて、開拓使からは、既定方針通りとして特別の指定を受けていないものである。

(4) 津益・増毛間増毛山道の郵便陸送

明治八年一月時の日本海側回りの郵便施行は、既設の鉄道を起点として古前までの七か所に郵便局を設置し、これを郵便線路で結ぶものであった。その中間地点に「津益・増毛」間の山道がある。これは同区間九里十三町中八里は山岳重疊、崎岖な山道であり、西都切つての難所中の難所として旅行者に恐れられていた。

文化四年幕府は、當時、ロシヤにより北邊が経済され、船舶が焼き打ちされるという騒乱があつたため、同地争亂の実情調査のため、近藤重義と二人の幕吏を宗谷方面へ派遣した。一行は、函館を経ての尋路、この増毛山道を通過したが、そのさい、道南の松前地方の宿場人足七人に荷物十一個を抱わせて、この山道を運搬させたという記録が残っている。また、明治に入つて、開拓使留萌支庁駆佐羅正克氏は、明治八年郵便線路開設前後の時期に、二回にわたって札幌本庁へ出張したがそのさい三回はこの山道を徒步、また一回は乗馬により往復したという記述がある。さきに、本誌にその要旨を掲載したので記憶に残つている方もあると思われるが、有名な難道だけに増毛山道については古來、書き残されている歴史書が多い。

さて、そのような中、既設の鉄道を起点として古前まで二十七里強に郵便線路を延長したのであるが、これを太平洋側回りに比較すると、西側においても、局数においても、難道箇所においても小規模であるといえる。

しかしその中にいて増毛山道の運送は、西回り中最大の難道といえる。明文はないが、郵便運送はこの山道を通行したこととは確かである。

明治八年時の郵便運送について、開拓使から各開拓所へ次のとおり通達している。

「一武函ヨリ留萌ヲ向 三八ノ日出發
一留萌ヨリ越後ヲ向 二七八ノ日出發
一苦前ヨリ古前ヲ向 一六ノ日出發

といふものであり、いずれも月六便の設定であった。

右によると、津益・増毛間の山道については、郵便運送のための郵便駕夫は、上り下り毎月十二回走行したのであった。この山道は、江戸時代から留萌、増毛両所の駅番人足が走行していたほか、津益には海上運送のための駆逐組合が設けられていたが、郵便運送については危険性を考慮して、山道通行を行つたのであった。しかし、その実態に触れた資料は見当たらない。

(5) 輪峯・広尾間山道の郵便運送の実態

この区间は、明治八年一月、古前(古小牧)を起点として、北海道一周郵便線路の太平洋側回りの終点根室まで二百六十六里強の中間部、日高路の輪峯から十勝側広尾間十二里二十三町といつた長距離であり、また山岳が海に迫り危険が多いことから古来、東部旅行者に恐れられていた。

従つて、開拓使はこの経路に郵便線路を通すに当たつて運送困難を懸念して施行の延期を主張したが、全道一周路線を急ぐ駅運営に押しきつて実行に移された。しかも駅運営から開拓使に示した運送計画は、「輪峯・広尾」間十二里二十三町を三時間三十三分で運送するといった過闘なものであった。

現在、この計画を見ると、計画どおり実施されたものかどうか疑わしいものであった。

しかし、右のような現地の状況下に日高回廊度郵便の運送が行われたものであろう。

明治九年四月になつて、沿道各郵便局に対し、下記の通達が発せられている。

「苦惱ヨリ浦川通り根室迄、各駅便局御連案
苦惱ヨリ根室迄之駅便路之内古樽浦川間往復回数来ル
六月ヨリ三回相増一ヶ月九回古樽ヨリハ三六九浦川ヨリハ
一五八ノ日両地トモ午前六時脚夫ヲ差立上下順次搬立互地
遅延又浦川根室間ハ從前之通一ヶ月六回浦川ヨリハ一六ノ
午前六時脚夫ヲ仕立シ搬送方手続等薄面足迄之如ク相心得
諸事不都合無之様可取計（以下略）
追而苦惱浦川間脚夫貢役之儀従前貢役之通り遅延度數二店
シ可下渡此段モ相達候也

（面接使公文）
(次号へ續く)

明治初期における 駅通所の経歴と運営状況（二）

○はじめに

幕藩体制が崩壊して明治期に入ると、本州の江戸時代における宿駅制・助郷制は解体され、代って「旅馬所・陸運会社・内国通運会社」の間に移行し、民営化が図られた。

一方、そのころの北海道においては、和人地については、本州の宿駅制・助郷制と類似の村方役人による管理運営と村民の劳役提供によって宿駅の運営がなされ、その後した任務は次のようなものであった。
（一）公用状（物）の輸送り
また、和人地以遠の場所請負人による請負地については、
（一）公用状（物）の廳立
（二）公用状（物）の廳送り
（三）公用通行人のための「休泊・休憩・休息の施設」の設置提供等が義務付けされていた。
これが明治に入つて開拓使に引継がれると、これら権利と

義務が公用人に限られていたのが一転して人駕者等一般人にも許されたため、利用者及び貨物の運送が激增した。
しかし、旧和人地については、旧来からの歴史と経過もあって、旧態勢から脱却するのに日時を要した。それに開拓使本庁と開拓支庁との管理運営上に大きな違いもあり、本庁では「利用者の対応に苦慮していた」そのため駅通の管理運営上、全道的に統一的運用がなされるようになつたのは、三原分治が終了して新しく北海道庁が置かれた明治十九年一月からであった。
以上、江戸時代から明治初期にかけての宿駅（駅通）制の移り替わりの概略を記載した。
さて、本編は「第四十一号」落部駅通所（以降中斷しているが）その後多くの読者から再刊を求める声が出てきたので、稿を改めて再刊したものである。
前号の落部駅通所に續いて旧和人地を南下して、國駅「森駅通所」から記述することにしたい。

○森駅通所

所在地：波島郡芳摩郡森村字森川
隣駅との距離

　　密蘭港 海里二十五里半・落部三里二十九町
沿革（開拓使事業報告による）

1 藩府ノ時、鷲木村へ助郷ト唱へ人馬驅立補助ヲ為ス

2 明治五年十一月改テ森駅ト称シ取扱ヲ村用係ニ兼シメ給
料ナシ

3 同十二年十月更二人馬驅立人馬駆札料ヲ取扱ヲ命ス
始料ナシ

4 駅通人馬驅立人ヨリ人馬駆札料ヲ取メ給料トス

一、「解説と補足」

森駅通所の発起は明らかでないが、江戸時代とある。
しかしこれは、森村が鷲木村の助郷に指定されたときのことを指している。森市として独立したのは明治五年十一月であり、鷲木村を移設したのである。

「駅通」の助標というものは、駅本宿で建立しての人足馬廻が不足した場合、森村から補充供出するものである。

助標とは、森村で人馬が不足した場合、森村から支援を受けるもので、本州においては、駅附道中奉行支配下の五街道に使用されている文字であり駅通運においては助合の文字が当てられている。従つて「松前藩下においても助合の文字が当てられるべきであろう。

明治五年十一月に至つて初めて森宿が独立したとあるのは、このとき駅本宿を森村へ移設したのを指しているのであろう。

明治十二年十月、人馬驅立所を設置とあるのは、これまでの駅通所を廃止して、新たに黒田郡市の中継を許可して人馬驅立所の個人經營が認められたときのものであつた。ただ、収入としては、官からの支給ではなく、旅札料と称して利用者から料金を徴収して給料に当て営業しているのであつた。

二、沿革以外の注視事項

一、駅通所を森村へ移設した直後の目的は、明治五年十月に森駆使取扱所が開設され、しかも森村を分岐点として陸路は山越内に、一方は海を隔てて海路、郵便陸路を経由して太平洋岸を東進して札幌・小樽まで郵便陸路を延長するという重要な分岐点としてのものであつた。

もう一つは、郵便施行に伴つて、起点の函館から森までに、開拓使の経費にかかる郵便馬車の運行が開設されたためのものであつた。しかもこの便は、対岸の航送により陸側に至り、さらには札幌まで郵便馬車便を開設するという方針に基づくものであつた。それには道路の整備が先決であるとして、明治六年七月には札幌本道の開削完成が図られた。その状況は、さきに「駅通情報」に記述済みである。

なお、森村から先きの陸路については、長万部經由虻田へ出るコースがあり、江戸時代から旅人の通行が行われていたものであるが、行く手には札幌山道という峻険な峰があり、通行を阻んでいたため、森・東蘭間の海路を選んだのであつた。

開拓使は森・東蘭間の郵便輸送及び旅人のために付属駅を設置したのであつた。しかし最初は、森から直接発着したものではなく、森から直接発着したものが、森から二里十八町三十三間離れた砂原を看守地としたのであつた。

○駅通取扱人の給料

江戸時代は相投人が兼務していたので、相投人としての報酬があり、相投人としての給料は無約であつた。また、明治に入つて、村用係としての駅通取扱人出役小使等の給料は駅通の人馬驅立の収入から支給し、いわゆる民費であつた。

明治十二年十月駅通所が廃止され、黒田郡市による人馬驅立所となつたのちは、駅文書収入によつて営業された。

(次号へ続く)

○資料寄贈お礼

一 横浜町史(通史編第三卷)

二 東蘭夷在話(2)

横浜町長

札幌市 塚 比呂志 氏

発行年月日 平成十九年六月五日
発行者 布 無 料

札幌市南区川沿四条五丁目二二一
TEL 〇一一-五七一-二二六〇一

史学研究室 主宰 宇川 隆

ホーリー・カトリック
<http://rashi.hpi.infoseek.co.jp/>